

## 昭憲皇太后大喪儀葬場殿趾碑の建立について

藤本頼生

## はじめに

平成二十六年四月十一日に明治神宮にて齋行された昭憲皇太后百年祭を契機に、明治神宮監修『昭憲皇太后実録』（吉川弘文館）の刊行をはじめ、あらためて昭憲皇太后の御事績とともに、明治期の近代日本の歩みをたどる書籍が刊行されている。

これまでも「国母陛下」と慕われた昭憲皇太后の御事績を辿る刊行物は数多く刊行されており、戦前期には、例えば、大正三年の帝国実業学会編の『昭憲皇太后坤徳録』や、皇学書院編『昭憲皇太后御聖徳録』、上田景二編『昭憲皇太后史』、洞口猷寿『昭憲皇太后宮』、渡邊幾治郎『昭憲皇太后宮の御坤徳』などの書籍が発刊されたことが知られて

いる。戦後も昭和二十九年の明治神宮崇敬婦人会による『昭憲皇太后御坤徳録 昭憲皇太后四十年祭記念』や『新輯 昭憲皇太后御集』などの刊行をはじめ数多くの研究業績も発表されており、近年では、平成二十二年の佐藤一伯の『明治聖徳論の研究』、小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后』や、平成二十六年三月に刊行された打越孝明『昭憲皇太后のご生涯』<sup>(1)</sup>、同四月に刊行された小平美香『昭憲皇太后からたどる近代』、同じく昭憲皇太后百年祭の記念展にあわせて作成された『昭憲皇太后のご生涯』（明治神宮編）などが刊行され、同集に収録された阪本是丸「昭憲皇太后と「明治」といふ時代」のような、皇太后の御敬神と信仰について触れた興味深い論考もある。しかしながら、これらの業績はいずれも皇太后の生前の御事績を中心としたも

のであり、崩御後の大喪儀については、大喪使により刊行された『昭憲皇太后大喪儀写真帖』にその様子が記録写真として収録されている他は、上田景二編『昭憲皇太后史』等にも記載があるものの、大喪儀の次第等について触れた記述があるのみである。

加えて大喪儀に使用された葬場殿の撤去後、大正七年四月に東京府によって代々木練兵場内に建立された「昭憲皇太后大喪儀葬場殿趾」碑については、碑自体は、練兵場跡地にあたる東京都立代々木公園内に現存するが、その建立の経緯については、当時の公文書に断片的に記されているだけであり、戦後になってから記載のある書も一部にはあるものの、<sup>(2)</sup>碑の設置の経緯全体について詳述したものは、平成二十六年四月に明治神宮が昭憲皇太后百年祭記念事業の一環として、東京都建設局に碑の修復を申し出た際に、明治神宮によって建立の経緯を説明した案内板の設置がなされた際の説明文がある以外は、<sup>(3)</sup>管見の限りみあたらない。<sup>(4)</sup>

そこで本稿では、昭憲皇太后大喪儀葬場殿趾碑の建立について、関係する公文書や書籍など資料をもとに、大喪儀の行われた代々木練兵場という地の意義とともに歴史的に跡付けてみたいと思う。

## 一 葬場殿と代々木練兵場・観兵式

まず、葬場殿の設けられた代々木練兵場について、その「場」としての意義を、皇室との関わりのみならず、少くも「場」としての意義を、皇室との関わりのみならず、少くも述べておきたい。

大正三年四月十一日に明治天皇の皇后であった昭憲皇太后が六十五歳で崩御あそばされた。同年五月二日から三十日にかけて皇居、代々木練兵場、桃山御陵の各所にて御大喪の諸儀が執り行われ、斂葬の儀を終えた五月二十六日には、京都伏見に建てられた御陵が、宮内省告示第十二号にて「伏見桃山東陵」と定められた。御大喪にかかる一連の儀式の様子については、前述した『昭憲皇太后大喪儀写真帖』などに記録が残されているが、同年五月二十四日には、代々木練兵場（現在の東京都立代々木公園）において、大喪儀において重要な儀式の一つである葬場殿の儀が斎行されている。明治天皇の大喪儀の折の葬場殿は青山練兵場に設けられ、御一年祭遥拝式も同場にて斎行されたが、昭憲皇太后の大喪儀の折の葬場殿は、青山練兵場ではなく、明治末年に新設された陸軍の代々木練兵場に設けられることとなった。<sup>(5)</sup>葬場殿建設に際しては、まず大喪使長官の波多野敬直男爵（宮内大臣）から山本権兵衛内閣総理大臣宛に上申があり、江木翼内閣書記官長から陸軍次官宛に照会がな

され、大正三年四月十六日に「代々木練兵場二閱スル件回答」として陸軍次官から異存無旨の回答があり、設置される<sup>6)</sup>ことが決定した。

この代々木練兵場は代々木御殿があり、昭憲皇太后もしばしば行啓あそばされた南豊島御料地（旧井伊家下屋敷）いはゆる代々木御料地に隣接した地でもあり、東京における衛戍地の一つとして、明治四十年十一月十一日に新練兵場として敷地が決定され、用地の買収とともに造営が開始された。翌四十一年八月からは、一部で非公式に軍事演習の使用が開始されていたものの、四十二年六月に練兵場が完成し、七月五日に正式に陸軍省令にて、新設の練兵場を「代々木練兵場」と称することが決定し、官報で告示された<sup>7)</sup>ことで、以後、正式に各部隊での練兵場使用が認められることとなった。<sup>8)</sup>

都心の主たる衛戍地としては、もともと維新後に宮城周辺に整備されていた日比谷練兵場があったが、都市化に伴って教練自体が困難となり、明治十九年以降、宮城周辺の軍事教練施設が徐々に赤坂・青山方面の大山街道周辺を中心とする東京西部へと展開してゆく。そのこともあって、明治二十年に完成した青山練兵場（のちの神宮外苑）に陸軍軍事始観兵式や天長節観兵式の行事が、明治二十一年以降、日比谷練兵場に代わって行われるようになり、同練兵場の

閉鎖に伴い、行事の場として定着していた。そのため、明治末期には、青山練兵場が陸軍の軍事教練、衛戍の中心地となっていたが、明治四十年に日本大博覧会の開催計画が青山練兵場を予定地として企図されることが決定すると、青山練兵場に代わる赤坂・麻布の歩兵連隊を中心とした教練場として新規に造営された代々木練兵場が徐々に軍事訓練の中心地としての役割を担うこととなった。<sup>10)</sup>明治天皇の崩御後、大正三年二月十五日の第四回神宮奉祀調査会において全会一致で代々木（南豊島御料地）が神宮鎮座地として決定、四月二日に内定したことをうけて、同年七月六日の第七回神宮奉祀調査会にて青山練兵場が明治神宮の外苑として正式に決定する<sup>11)</sup>と、以降、観兵式などの陸軍行事も徐々に代々木練兵場へと代替するようになり、大正天皇は、大正六（一九一七）年十月三十一日の天長節祝日観兵式に<sup>12)</sup>はじめて行幸あそばされ、昭和天皇も皇太子時代の大正九（一九二〇）年十月三十一日の天長節祝日観兵式にて行啓されたのをはじめとして、陸軍特別大演習の折の観兵式等にも行幸された記録があり、即位後、昭和になってからも陸軍始、天長節等の観兵式の折には、たびたび行幸があった。それゆえに、大正半ばから昭和初期にかけて、代々木練兵場はまさに陸軍行事の中心地であった。現在も代々木公園内にある「閲兵式の松」は、代々木練兵場で観兵式がその

松の傍らで行われたことを示すものである<sup>(14)</sup>。

また、代々木練兵場のその一部は、明治四十三年四月に明治天皇の思召によって、演習にて巻き起こる赤土の風塵被害の防止、砂塵の御料地内の流入防止などの目的を以て、南豊島御料地に編入されており、大正七年五月にも神宮内苑建設の折にも一部が編入されている<sup>(15)</sup>。南豊島御料地には、明治天皇よりも昭憲皇太后が御料地内の代々木御殿へたびたび行啓した縁故の地であり、そこに隣接するのが代々木練兵場でもある。

こうした経緯をもつ代々木練兵場を葬場の敷地として定め、昭憲皇太后の葬場殿は建設された。葬場殿の儀そのものの儀式次第、葬場殿の全容については、前出の『昭憲皇太后実録』の記述<sup>(17)</sup>に詳しく、当時発行された神社関係の機関誌である『全国神職会会報』や『神社協会雑誌』によっても窺い知ることができる<sup>(18)</sup>。また、前出の『昭憲皇太后大喪儀写真帖』などでも写真画像として見ることもできる。

葬場殿の棟上式は、大正三年五月五日の午前十時に、大喪使事務官で工営部長の片山東熊宮内省内匠頭（工学博士）が参列し斎行され、以後工事が開始され、起工後わずか二週間で竣功となった。

葬場そのものは、内玉垣、外玉垣の二重の垣に囲まれており、葬場殿自体は敷地四十七坪五合、間口が九間、奥行

きが五間半であり、明治天皇の葬場殿が十五間、七間であったことに比べると一回り小さい殿舎であった<sup>(19)</sup>。単層照

上げの屋根、入母屋造りの総檜材で作成され、隅柱は直径一尺の円柱で、屋根は総檜皮葺、左右の獅子口には金色菊花御紋章の金具が配された。また内部の御床は重量七百貫、八百貫ともいわれる御轎車を奉安することもあって、床下には鄭重かつ入念な地盤整備が行われ、コンクリートで十分に打ち固められ、目潰し川砂利を敷き詰め、一寸二分の松板を張ったものであった<sup>(20)</sup>。さらには屋上三か所に避雷針が取り付けられていた<sup>(21)</sup>。檜材は木曾の御料林から伐採されたものが使用され、「白木の葬場殿」と題した『東京日日新聞』の記事によれば、総檜造りの入母屋の葬場殿は「白木の香高く、莊嚴人の気を庄す<sup>(22)</sup>」とある。

さらには、葬場入口から葬場殿までの通路の長さは百間（約一八〇m）、葬場殿を中心に通路の両脇には左方に楽舎、右方には回廊をつたって、神饌舎、祭官幄舎が設けられ、一般奉拝者が参列、伺候する大幄舎が通路左右に相對して設置され、奥行き七十間、間口十五間の大規模なものであった。この幄舎に当日は、九五〇名を超す一般奉拝者を収容したとされる。幄舎の奥に天皇皇后両陛下の便殿、皇族御休所（七間×十八間）が設置され、右幄舎後方に外国の使臣休所（七間×十四間）が建てられた。さらには、便

殿と休所を境に内玉垣（瑞垣）がめぐらされ、その面積は六千五百坪、東西百間、南北百四十間の外玉垣を含めた面積は約一万五千坪であったとされる。総門から、二十五間の地点に第一鳥居、左右大幄舎の北端中央に第二鳥居、その北方に幔門が建てられ、内玉垣の内外側には五十六基の庭燎が焚かれた。

建設時はこれらに加えて、大喪使工管部事務所や皇宮警察溜所、高等官・判任官食堂や調理所や附属幄舎なども設けられており、これら全てを含め、葬場殿の各施設は、まさに「国母陛下」と慕われた昭憲皇太后の御坤徳に相応しい偉容であった。

なお、鹵簿の御通路は代々木練兵場入口から十五間幅の道路であり、その中央に御轎車が通御すべき部分四間幅に割栗を敷き詰め、十六トンの蒸気ローラを運転して地盤を入念に押し固めたもので、御霊柩を御列車に乗せて桃山東御陵まで運ぶ代々木仮停車場は、葬場殿裏にプラットホームなどが新設された。仮停車場から現在の山手線原宿駅側へと向かう線路も整備され、仮停車場駅長には、英照皇太后、明治天皇の大喪儀でも仮停車場駅長を拝命した高橋新橋駅長が任命された。神社界からも、葬場への参列を許されており、全国神職の代表として、今井清彦全国神職会常務幹事をはじめ、飯島誠、伊奈豊太郎、椎名政五郎、小

野安昌、壬生昌延、大木智治、高妻安、山本常磐、石塚資雄、石井胖次郎、中島博光、西角井正一、金井郡治、早山茂、阿留多伎治郎、田中泰雄、春日邦彦、勝目覚二、鈴木脩次郎、宮崎盛雄、香取總麿、東角井福臣、櫻井稻麿、福田正躬、宮澤軍三郎、松山英胤、菅貞雄、田内逸有、都祭歌之助の三〇名が五月二十四日に参列、御霊柩を奉送した。代表となった三〇名の中には、のちに神宮神部署主事を務めた中島博光や『全国神職会会報』『皇国』誌の編輯にも携わった櫻井東花こと櫻井稻麿など、神社界の名物官司などの名前もみられる。また葬場殿などの建物の拝観も五月二十日から、六月五日まで一般の拝観が許可され、初日には十二万人の参拝者が参集したと伝えられている。

## 二 葬場殿趾碑の建立

明治天皇の大喪儀後の例（大喪儀ノ用ニ供シタル建造物及其ノ附属物ノ譲與ニ関スル件）大正元年十二月勅令第百五十五号）では、葬場殿などの建造物を公共団体に譲与することができるとされ、葬場殿などの建物は東京市に譲与されたが、これは明治天皇一代限りの勅令であったため、この例をもとに大正三年六月五日付勅令第百一十一号として、ほぼ同内容の「大喪儀ノ用ニ供シタル建造物及其ノ附属物ハ之ヲ宮内省又ハ公共團體ニ譲與スルコトヲ得」という勅令が公布、

即日施行された。

これにより、大喪儀後の建造物等の扱いについては、六月五日に大喪使長官の波多野敬直男爵名で大隈重信内閣総理大臣宛てに上申があり、閣議に供された上で、六月六日大喪儀に使用した葬場殿及び幄舎など全ての建築物、幢幡、矛や盾、太鼓などの附属品一切を東京府に、敷込んだ砂利・地中埋設物については陸軍省へ、大喪儀に供した葬場殿仮停車場の上家部分、靈柩移御のための御通路上家部分などについては鉄道省へ、各々引き渡す旨の通知が江木翼内閣書記官長より各府省へなされた。そのため、六月二十日までの間に取り壊して建造物等を引取ることとなったが、当初は建物の内、一部は記念として残して遺跡として留め置き、ある部分の建物は慈善事業のための建築材料に供することも想定されていたとされる<sup>28)</sup>。

葬場殿等の建物が東京府に下賜されることになったのは、当時、代々木練兵場のある代々幡村が南多摩郡であり、東京市下ではなく郡部であったためである<sup>29)</sup>。大正三年六月八日の午前九時から久保田政周東京府知事、杉原東京府議会議長、東京府高等官らの参列の下、出雲大社の竹崎大教正による清祓式が斎行され、翌九日から殿舎の取り壊しが開始された。

表1 昭憲皇太后大喪儀葬場殿などの下賜先（『全国神職会会報』による）

	名称	行き先
1	葬場殿（正殿）	東京府
2	便殿附属廊下	慈善救済會櫻風會
3	幄舎	豊多摩郡
4	左幄舎	渋谷、代々幡、千駄ヶ谷、内藤新宿、淀橋の各町村
5	右幄舎	東京市
6	休所及び附属廊下	救世軍
7	工営部詰所	真哉會
8	庭療舎	職工学校、小笠原島、渋谷町
9	膳舎	東京育成団
10	祭官幄舎	四恩瓜生會
11	楽舎	浄土宗労働共済會
12	膳舎附属廊下	東京養老院
13	警官詰所其他	豊多摩郡
14	表門	東京市
15	その他の門	豊多摩郡
16	筵四万四千枚	郡農會
17	御葬具一切	府立学校、島郡市
18	提灯六十三対	府下の各寺院

取り壊し工事が終了した後、下賜されることとなった殿舎等については、六月二十二日より分配が決定し、その分配は別表1の通りであったとされる。下賜先については役所や学校などの公共施設のみならず、養老院や慈善団体にくわえ一部宗教関係も含まれており、八月には府の受け取りが完了した。

殿舎などが取り壊され、大喪儀以前の状態に戻った代々木練兵場であったが、先に述べたように、崩御からちょうど一年となる、大正四年四月十一日には、昭憲皇太后一年祭遥拝式が午前十時より東京府の主催によって葬場殿跡に設けられた遥拝殿にて宮西惟助根津神社宮司が斎主となつて斎行されている<sup>(30)</sup>。また、御一年祭に際しては、大喪儀当日と同様、府内各郡区役所及び学校各神社においても遥拝式が斎行された。

この遥拝式より一ヶ月ほど前にあたる大正四年三月十八日に東京府から卯庶発第一四九号にて、遥拝式の挙行を致したいという申し出とともに、葬場殿跡地の上に仮設の建築物を建てたい、ついでには三月二十日より跡地を拝借させて欲しい、また、遥拝式終了後二週間が経過する四月二十五日まで撤去するとの照会が陸軍省宛になされており、結果として申し出が認められ、前述した遥拝殿が設置されることとなった。設置に際して陸軍省からは、前節にて指摘

した通り、代々木練兵場は東京における重要な衛戍地であり、諸隊の練兵演習に使用するため、人馬に危険無きよう、遥拝殿を撤去する際には、杭跡、瓦斯配管、電柱跡などの埋立、復旧に注意し、練兵に支障無きようにすることが指令案では考えられていたことが記録に残されている<sup>(31)</sup>。

その後、大正四年七月二日に第二次大隈内閣の内務次官へと転出した久保田政周知事に代わり、内務省神社局長を七年にわたって務め、神社奉祀調査会の委員も務める井上友一が東京府知事に就任する。井上自身、明治神宮の創建に関しては非常に熱心に尽力したことも知られる<sup>(32)</sup>。その点もあつてか、井上が知事に就任してから、代々木練兵場内の御大喪儀葬場殿跡地(四十七坪五合)を保存する動きが進むこととなる。その一端として、大正四年十月二十六日付の卯庶発第七二六号、東京府知事法学博士井上友一名で、岡市之助陸軍大臣に対して、趾地を現状の仮使用させて欲しい旨の許可申請が出されていることが一つの例として挙げられる。

その後、陸軍次官より東京府知事への回答では、府が求める葬場殿跡の御遺跡の位置について永遠に標示することが必要な場合、其の方法について改めて協議に応じる旨の回答(十二月二十七日)がなされており、結果的にこれが、葬場殿跡地を保存し、後世に皇太后の御坤徳を伝えてゆく

ために東京府から葬場殿趾碑を建立したいとの申請への動きにつながることもあった。しかし以後、約一年余その動きは停滞する。書類上のやり取りでしか窺うことのできない公文書資料からはその事由を詳しく窺い知ることができないが、推測できることの一つとしては、代々木練兵場という、日常的に陸軍の軍事演習に用いる場での建設申請にあたっては、申請する東京府を管轄する内務省と代々木練兵場を管轄する陸軍省双方の許可を取り付けねばならず、内務省、陸軍省双方での照会、回答の文書のやり取りを行うため、容易に建立の許可へとこぎつけることができなかったものと考えられる。

また、もう一点としては、大正五年三月三十日に陸軍大臣が岡市之助から大島健一へと交代、内務大臣については、大正三年四月の第二次大隈内閣発足当初は大浦兼武、翌四年七月三十日から八月十日までは大隈重信が兼任、以後大正五年十月九日に寺内正毅内閣が成立するまでの一年間は、一木喜徳郎が務め、五年十月九日からは後藤新平が内務大臣であったという交替事情も一つとして考えられる。結果的に葬場殿趾の建碑申請が具体化するのには、大正六年に入ってからである。

大正六年になってから陸軍省は、同年五月二日付の卯庶発第七二六号にて東京府から申請のあった代々木練兵場内

の記念碑建設の件に関して、内務大臣への照会への回答案として、東京府知事からの記念碑建設の申請は陸軍省としては支障無いものであり、許可をすることを前提に行うこととして、内務大臣、陸軍大臣との連署で東京府へ書類を返却することとした旨の案文が考えられており、その碑の設置場所についても条件を付けて無料使用とすることが考えられていたことが記録として残されている<sup>(34)</sup>。またその折には、当初葬場殿跡地の保存として四十七坪五合が想定されていたが、実際に使用地の坪数を明瞭にするための实地調査を東京府が行い、その結果を報告させることとし、練兵場であるため、建碑地を陸軍が必要となった際には返却することや、演習の際に碑の損害等があっても賠償責任を負わない旨も条件として考えられていた。

その後、この案が採用され、大正六年八月二十七日に陸普第二七四〇號にて「代々木練兵場内へ記念碑建設ノ件」として大島健一陸軍大臣より内務大臣男爵後藤新平宛てに「首題ノ件ニ関シ別紙ノ通東京府知事ヨリ申請有之候處右は當省ニ於テ支障無之ニ付許可致度候条貴省異存無之候ハ、指令書へ捺印ノ上書類ト共ニ返却相成度候也」という照会を出しており、許可の条件についても陸軍省受領書第一〇六一號にて、先に述べた通りの三つの条件が記されたものが、内務省へ文書として送られていたことが明らかで

ある。<sup>(35)</sup>

この間、東京府からは、九月十八日付卯庶筭第七二六號でも「陸軍省用地無料使用ノ件」として陸軍省用地の使用申請がもう一度出されており、先の陸軍大臣からの照会については、内務大臣の決裁も経て、大正六年十月十五日付け内務省陸理第二六号「陸軍用地無料使用許可ノ件回答」にて、内務大臣も異存ないことが陸軍大臣宛てに通知された。

この通知により陸軍、内務省双方の大臣の連署にて指令案が決裁されたこととなり、東京府へ申請を許可する旨の書類を返戻することとなったため、東京府へ書類を出すことが陸軍東京経理部へ達せられた。陸軍東京経理部は陸軍大臣官房宛てに東京府への記念碑建設にかかる土地使用の許可に関する返戻書類の案を出し、これが認められた十月十六日に陸軍から正式に建設用地の無料使用の許可が出された。

その後、同年十月三十一日の陸軍の天長節観兵式の終了をまって、同年十一月二十九日東經營第一七五七號「代々木練兵場内記念碑建設使用地引渡之件照會」として陸軍東京経理部長今井武雄名で、井上友一東京府知事宛てに碑の建設使用地の受授証書を交わすことが通知された。この間、同年十一月七日付巳學第三八八七號にて東京府から使用し

たい葬場殿趾地の坪数の実地調査の結果、当初想定した大ききより小さい十二尺四方であるという報告が井上友一東京府知事から大島陸軍大臣宛にあった。

大正六年十二月十日付では東京府へ建設用地の引き渡しがなされ、使用地の受領が完了<sup>(36)</sup>、同年十七日付東經營第一八三九號「代々木練兵場内記念碑建設地引渡之件報告」として大島陸軍大臣宛に東京府知事との間に土地の受授が完了したことが報告されている。

使用地の受領がおわった葬場殿趾地では、建碑のための工事が東京府によって開始され、翌大正七年四月に碑が完成した。碑は、敷地周囲を置石にて囲み、約五〇cmの高さの四角の石垣と瑞垣で囲まれた中に「昭憲皇太后大喪儀葬場殿趾」と書かれた石柱が建てられた。その後、昭和二十年八月の大東亜戦争終結を迎えたが、GHQの進駐後、占領下においては、代々木練兵場は、昭和二十年十二月に接收され、連合国軍の軍用地となった。昭和二十一年から広大な練兵場跡地にはアメリカ軍の兵舎、家族用居住宿舎であるワシントンハイツが建設され、返還される昭和三十九年まで存在していた。この時期の葬場殿趾碑がどのような様子であったかは、断片的にしか窺い知ることができないが、東京都公園協会監修の『代々木公園』（昭和五十六年）によれば「ただし、戦後の一時期、この場所がワシントン

ハイツという名で米軍宿舎として接收されたあいだは、この記念碑は存在しなかった。解体して明治神宮に預かってもらっていたのではないかと推察する。それを公園整備の段階で、ほぼ原位置に復元したものである<sup>(37)</sup>という記述がある。ただし、授受の際の証書に記された<sup>(38)</sup>図面を見る限りでは、碑の建設地は現在の設置場所より、やや西北奥にあったものと推定される。また、渋谷区編の『新修渋谷区史中巻』の記載によれば、葬場殿趾碑が「戦後ここがワシントンハイツになったので、石柱は明治神宮原宿口に近しいところに移された<sup>(39)</sup>」とあり、『代々木公園』の記載とやや表現が異なっている。『代々木公園』の記載が正しいものとして、一旦、碑が解体されたこととして考えても現在の碑の設置場所が、本来の葬場殿が設けられた場所より、やや原宿駅に近い場所に移設されたものであると考えられるが、碑が解体されて明治神宮に預けられていたかどうかを含め、その点を窺い知る史料がなく、現段階では、図面等の比較からみて葬場殿碑の建碑位置が設置当初の位置よりも南東方向に若干移動しているというのみを指摘するにとどめたい。

また、残念ながら、この碑の揮毫者については窺い知る史料がなく不明である。しかし、碑の裏面に刻まれた東京府の「京」の文字は「京」の文字を使用しており、明治期

から昭和初期までよく使用されていた「東京<sup>(40)</sup>」の語が、東京府が建てた碑に記されているという点でも価値あるものであるといえよう。

### おわりに

本稿では、明治神宮に明治天皇とともに御祭神として祀られている昭憲皇太后の崩御後、大喪儀の折に葬場殿が設けられた代々木練兵場内に大正七年四月に東京府によってその御坤徳を偲び後世に伝えてゆくために設置された「昭憲皇太后大喪儀葬場殿趾」碑の建立について、現在の東京都立代々木公園にあたる代々木練兵場が葬場として選ばれた「場」としての意義、また、当時、その地で実施されていた陸軍の観兵式も含め、その碑の建立に至る経緯を史料を用いながらあとづけてみたが、まだまだ史料調査の途上にあり、本稿は、その詳細を考証するまでの研究報告の段階にある。

明治天皇の葬場殿については、その敷地が青山練兵場であったものの、葬場殿の敷地趾に樹木も植えられ、設置された場所の特定がなされているが、その一方で、昭憲皇太后の葬場殿については、前述したように、葬場殿が設置された敷地自体の特定という点でも現在の設置場所が適当であるかどうかを含め、不明なことも多い。現状では、当初

の建碑の位置から移動していることを本稿にて明らかにしたことから、おおよそであるが元の設置場所の位置を指摘することができたと考える。本稿を記すにあたっては、現段階で残存する様々な史料を調査、搜索してきたが、大喪儀後に東京府内各地に頒賜された葬場殿の殿舎のその後の利用など未だ明確化できていないことも多く、さらには、建碑申請が進展するにあたって、井上友一神社局長が東京府知事に就任した時期が一つの契機となることも指摘したが、今後、それらの点についても史料等の調査を行っていきたいと考えている。

昭憲皇太后崩御後の御事績の一つとして、葬場殿趾碑の建立までの経緯を歴史的にあとづけていくことは、「国母陛下」として、人々に思慕されてきた昭憲皇太后の御坤徳を後世に伝えてゆく上でも非常に重要なことの一つであると考えている。その点で本稿が今後の研究の進展にいささかでも資することができれば幸甚である。

尚、本稿の作成にあたっては、明治神宮の廣瀬浩保権禰宜から、一部の資料の所在などを教示戴いた。ここに記して、心より御礼を申し上げます。

注 (1)

打越書の巻末に記された主要参考文献の一覧が、崩御後から近年の研究までも含む昭憲皇太后研究史の動向を知るには、非常に端的でわかりやすいものである。なお過去には、「明治天皇と昭憲皇太后に関する参考文献」『正論 三六五号—明治天皇生誕百五十年記念 明治天皇とその時代』産経新聞社、平成十四年十二月、三五六—三五九頁、に参考文献一覧が詳しくまとめられている。

(2)

相川貞晴・布施六郎『代々木公園（東京公園文庫27）』郷学舎、昭和五十六年、一二頁。

(3)

『昭憲皇太后大喪儀葬場殿趾碑』を修復『代々木』五十五巻三号（通巻四九七号）明治神宮社務所、平成二十六年七月、九頁。

(4)

明治神宮外苑に建立されている「明治天皇葬場殿趾碑」については、神宮外苑という関係上、建立の経緯について明治神宮によって設置された案内看板等もあり、明治聖徳記念絵画館の裏という立地もあって比較的知られている存在であるが、「昭憲皇太后葬場殿趾碑」については、代々木公園内にひっそりと存在していることもあって、平成二十六年四月に昭憲皇太后百年祭記念事業の一つとして明治神宮によって案内看板が設置されるまでは、どのような経緯で建立されたのかすら、一般にほとんど知られていなかった。

(5)

なお、大正天皇の大喪儀の際の葬場殿は、新宿御苑に設けられた。

(6)

国立公文書館所蔵文書「代々木練兵場二関スル件 回答」(大正三年四月一六日)

- (7) 吉田律人「渋谷周辺の軍事空間の形成」上山和雄編『歴史のなかの渋谷』雄山閣、平成二十二年、二六三頁。
- (8) 「代々木練兵場の設置」『明治天皇紀 第十二』吉川弘文館、昭和五十年、二五四頁。
- (9) この経緯については前掲吉田「渋谷周辺の軍事空間の形成」二五二～二六四頁、に詳しく述べられている。
- (10) 前掲吉田「渋谷周辺の軍事空間の形成」二六一～二六四頁。
- (11) 明治神宮奉賛会編『明治神宮外苑志』昭和十二年、一五頁。
- (12) 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵『大正天皇実録』巻六十七、一〇頁。
- (13) 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵『大正天皇実録』巻七十五、三〇頁。
- (14) 前掲、相川・布施『代々木公園』、八八～八九頁。
- (15) 内務省神社局編『明治神宮造営誌』昭和五年、一二四～一三二頁。のちに昭和二年六月二十五日付、一経営第四二九号「明治神宮敷地分筆ノ件通牒」（東京府宛）として、明治神宮敷地編入分を土地台帳に分筆していなかったこともあり、昭和二年六月に陸軍第一師団経理部より東京府宛に土地分割の調書の通り、分筆し、所管換する旨の通牒がなされている。
- (16) 南豊島御料地は、明治天皇は明治一九年一月一九日の一度であるが、昭憲皇太后は、明治二十二年四月一三日以降、四十二年六月十日にわたって合計九度の行啓があった地である。詳しくは「内苑敷地選定の理由」庭園協会編『明治神宮』大正九年、一四～一五頁。
- (17) 明治神宮監修『昭憲皇太后実録』下巻、平成二十六年、吉川弘文館、七四九～七五三頁。
- (18) 『全国神職会会報』第一八七号、大正三年五月、三七～九一頁、『全国神職会会報』第一八八号、大正三年六月、三四～六一頁、『神社協会雑誌』第十三年第四号、大正三年四月、四七～五二頁。
- (19) 葬場殿の大きさの比較については「○御大葬場の建築」『全国神職会会報』一六六号、大正元年八月、二四頁および「藤ころも」▲代々木葬場殿「全国神職会会報」、一八七号、大正三年五月、七三頁、を参照した。
- (20) 前掲「藤ころも」▲代々木葬場殿 七三頁。
- (21) 前掲「藤ころも」▲代々木葬場殿 七三頁。
- (22) 「白木の葬場殿」『東京日日新聞』大正三年五月二十四日。
- (23) 「藤ころも」○全国神職の代表奉送「全国神職会会報」一八八号、大正三年六月、三四頁。
- (24) ▲「葬場殿拝観」『全国神職会会報』一八八号、大正三年六月、五七頁。
- (25) 「明治天皇大喪儀用建物件等処分セラル」（国立公文書館所蔵「公文類纂」第三十六編・明治四十五～大正元年・第一巻上・皇室・大喪儀・帝室財産所収）
- (26) 「大喪儀ノ用ニ供シタル建造物及其ノ附属物ノ譲与ニ関スル件ヲ定ム」（国立公文書館所蔵「公文類纂」第三十八編・大正三年・第一巻・皇室・即位大札・大喪儀所収）
- (27) 「代々木練兵場内ニ建設ノ葬場殿及附属建設物全部東京府ニ譲與ノ件」（代々木練兵場内ニ建設ノ葬場殿及附属建設物ヲ東京府へ譲与並鉄道院ニ保管転換又ハ陸軍省へ引渡ス）国立公文書館所蔵「公文類纂」第三十八編・大

正三年・第一卷・皇室・即位大札・大喪儀所収)

(28) 「藤ころも ▲葬場殿御下賜」『全国神職会会報』一八九号、大正三年七月、五八頁。

(29) 前掲「藤ころも ▲葬場殿御下賜」五八頁。

(30) 「昭憲皇太后御一年祭遥拝式四月十一日」『東京府神職会公報』第八二号、二四―二五頁。記事には、遥拝殿が設けられ、久保田政周東京府知事代理の岡田忠彦内務部長、杉原府議会議長、中野市議会議長、山下浄土宗管長、長谷神道管長、菅原建仁寺派管長、宮川助役らが参列し、祭員二十九名による森厳な式が執り行われたとある。

(31) 「代々木練兵場二関スル件」[JACAR(アジア歴史資料センター) RefC03010915600] 大日記乙輯大正06年(防衛省防衛研究所)「代々木練兵場葬場跡整理二関スル件」[JACAR(アジア歴史資料センター) RefC10050048400] 大正3年 昭憲皇太后崩御に関する陸別綴 其1の2(防衛省防衛研究所)

(32) 久保田政周は、井上と同じ年の生まれで同じ東京帝国大法学科卒の経歴をもつが、内務省への入省は井上よりも二年遅い。文官高等試験に合格後、土木局や鉄道院、南満鉄関係の役職を中心とした経歴をもつ内務官僚である。久保田は栃木県知事や三重県知事などを経て、東京府知事から転任直後に第二次大隈内閣の下で内務次官となり、その後、大正七年から十一年まで横浜市長となった人物であったが、一方で、井上のように神社関連での主要な役職への就任は神社奉祀調査委員以外、ほとんどなく、いわゆる「神社関係内務官僚」と呼ばれるような人物ではなかった。

(33)

井上の友人でもあった東京市長の阪谷芳郎は井上の神宮鎮座への尽力について「私は永年の友人で、殊に大蔵省時代、地方行政の改革、又は慈善救済事業などの公務上接触する機会が多かったのであるが就中最も記憶に残っているのは、明治神宮奉建に就いては、当時神宮局長として居られた関係もあるが、単にそればかりではなく、非常に熱心に盡力されたことは著しき事実であつて、後世明治神宮が崇高な神社として永久に残ると共に、井上博士の盡力も永久に記念されるであらう」と評している(阪谷芳郎「適時適所に置かれた適材」『斯民井上友一君追悼号』第一四編第七号 大正八年七月、三六頁)。

(34)

前掲『陸軍省大日記』所収の「代々木練兵場二関スル件」の一級の文書群内にある「代々木練兵場内二記念碑建設ノ件」(大正六年五月四日立案)

(35)

前掲『陸軍省大日記』所収の「代々木練兵場二関スル件」の一級の文書群内にある陸普第二七四〇號「代々木練兵場内二記念碑建設ノ件 照会」(大正六年八月二七日) 大正六年十二月五日起案「代々木練兵場内葬場殿碑建設地受領ノ件」(東京都公文書館所蔵) によれば、

(36)

授受証書

一 代々木練兵場内葬場殿跡記念碑建設使用地四坪

拾貳尺四方)

右別紙圖面添付及引渡候也

大正六年十一月二十八日

陸軍東京經理部長今井武雄印

右受領候也

大正六年十二月十日

東京府知事法学博士 井上友一

とあり、陸軍東京経理部長今井武雄、東京府知事井上友一の兩名間で土地の授受手続きが交わされたことがわかる証書が残されている。

(37) 前掲、相川・布施『代々木公園』一二頁。

(38) 大正六年十二月五日起案「代々木練兵場内葬場殿碑建設地受領ノ件」にある「代々木練兵場一部圖 千貳百分之壹」（東京都公文書館所蔵文書）および「代々木御式場平面図」（昭憲皇太后御大喪奉送始末）所収）による。なお、「代々木練兵場一部圖 千貳百分之壹」には現在も公園内にある池が記されており、現在の地図との比較も含め、葬場殿北西にあたる、この池の位置や葬場殿裏に設けられた假停車場の位置、また南東に位置する水無橋の位置、原宿駅の位置関係などから推測すると、葬場殿および最初の葬場殿趾碑が設けられた位置と現在の葬場殿趾碑が設置されている場所がやや異なっていることが推定できる。

(39) 渋谷区編『新修渋谷区史 中巻』昭和四十一年、一三六八～一三六九頁。

(40) 一例ではあるが、明治四十四年に東京市役所の編纂にて刊行が開始された『東京市史稿』は、明治期から昭和期にかけて「京」の文字を用いていた刊行物の代表的なものである。

（國學院大學神道文化学部准教授）